

報道関係者 各位

令和5年8月10日

【照会先】

労働基準部 賃金室

室長 諏訪田 浩

室長補佐 井上 宏子

(代表) 092-411-4578

(直通) 092-411-4551

## 福岡県最低賃金審議会は41円引上げを答申

### — 福岡県最低賃金額は941円へ —

福岡地方最低賃金審議会（会長 まるたにこうすけ 丸谷浩介）は、8月10日、福岡労働局長（おのであ 小野寺 のりこ 徳子）に対し、福岡県最低賃金を41円引上げ、**1時間941円**に改正することが適当であるとの答申を行いました。福岡労働局では、この答申に基づいて速やかに所要の改正手続を進めていきます。また、下記付帯決議を併せて行っています。

#### 記

#### 答申の要旨

- 1 福岡県最低賃金を**1時間941円**とする。  
※ 中央最低賃金審議会の引上げ額の見込み（Bランク40円）にプラス1円。
- 2 効力発生の日は、令和5年10月6日の見込みである。
- 3 付帯決議として、以下4点を付する。
  - (1) 中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費分を含む適正価格での取引実現に向けた取組を一層強力に推進すること。
  - (2) 中小企業・小規模事業者の収益力改善、事業承継等に対する支援を強化するとともに、新事業転換等の再チャレンジ支援を拡充すること。
  - (3) 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むこと。
  - (4) 生産性向上に向け、可能な限り多くの中小企業・小規模事業者が各種の助成金を受給でき、取組を進められるように支援の充実を行うこと。特に、業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引き上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を行うこと。

## 《 参考 》

### 1 引上げ額・引上げ率

現行の最低賃金額1時間900円に対し、引上げ額は41円、引上げ率は4.56%。

### 2 答申に至った審議経過

7月6日、福岡労働局長から福岡地方最低賃金審議会に、福岡県最低賃金の改正決定に関する諮問が行われ、同審議会はこれを受け、福岡県最低賃金専門部会を設置し、審議を重ねてきました。

同専門部会においては、中央最低賃金審議会の引上げ額の目安（Bランク40円）を考慮するとともに、県内各地域の労働者及び使用者からの意見聴取内容や、県内の経済・雇用情勢、消費者物価等を踏まえながら、慎重に審議を重ねた結果を専門部会報告としてとりまとめ、当該報告の内容に基づき福岡地方最低賃金審議会が答申を行いました。

なお、福岡県最低賃金については、中央最低賃金審議会が示した方法による計算において、最低賃金が生活保護費を下回っていなかったことを申し添えます。

### 3 福岡県最低賃金の改正の推移

年度	最低賃金額 時間額（円）	引上げ額 （円）	引上げ率 （%）
平成28年度	765	22	2.96
平成29年度	789	24	3.14
平成30年度	814	25	3.17
令和元年度	841	27	3.32
令和2年度	842	1	0.12
令和3年度	870	28	3.33
令和4年度	900	30	3.45

（引上げ率の欄は、小数点第三位を四捨五入）

なお、福岡県最低賃金は、月給、時間給、出来高給等の賃金制度や、常用、臨時、パート等の雇用形態を問わず、福岡県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。